

多賀町空家等管理活用支援法人の指定にかかる審査基準

多賀町空家等管理活用支援法人の指定等に関する要綱（令和5年多賀町要綱第44号）より抜粋

（支援法人の指定）

第3条 町長は、前条の規定による申請書の提出があった場合において、申請内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第23条第1項の規定により、当該申請者を支援法人として指定するものとする。

- (1) 法第23条第1項に規定する法人または会社であること。
- (2) 第8条の規定により、指定を取り消され、その取り消しから2年を経過しない者でないこと。
- (3) 別表1の指定基準に適合すること。
- (4) 業務を適正かつ確実に遂行するために必要な組織体制および人員体制を有し、かつ、健全な財務状況にあること。
- (5) 本町内に本店、支店または営業拠点を有すること。
- (6) 多賀町暴力団排除条例（平成23年多賀町条例第12号）第2条第1号に規定する暴力団に該当しないこと。
- (7) 国税および地方税の滞納がないこと。
- (8) 役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 未成年者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、または刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - エ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者
 - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (9) 申請者が支援法人として行おうとする業務の方法が、法第24条各号に規定する業務として適切なものであること。

2～4 （略）

別表 1

指 定 基 準 項 目		
大項目	中 項 目	小 項 目
I 公 益 性 に 関 す る 要 件	判定基準	下記(1)①・②の1項目以上に該当していること、下記(2)③・④の1項目以上に該当していること、および下記(3)⑤⑥から(4)⑦⑧のうち2項目以上に該当していること
	1 公益実践活動の実績について	(1)空家等の管理または活用に資する取組 ①所有者等からの委託実績：過去3年間で1回以上 (委託業務契約書等の写しを添付すること) ②空家等の活用実績：過去3年間で1回以上 (内容がわかる資料を添付すること)
		(2)地域住民から認知される取組 ③情報誌、チラシ等による情報発信回数：過去2年間で1回以上 (情報誌、チラシ等を添付すること) ④町民を対象とした事業の実績：過去2年間で2回以上 (周知文書、チラシ、開催時の写真や新聞掲載記事等を添付すること。)
		(3)地域住民の参画 ⑤組織運営、各種事業への町民スタッフの参加数：過去2年間で延べ10人以上 (住所・氏名を記載した名簿を添付すること) ⑥主催した各種事業への町民参加者数：過去2年間で延べ10人以上 (住所・氏名を記載した名簿を添付すること。ただし、⑤に該当するスタッフの参加数は含めないこと)
		(4)他の組織との連携・協働の取組 ⑦自治体からの委託・補助等の実績：過去3年間で1回以上 (委託業務契約書・補助決定通知等の写しを添付すること) ⑧その他の組織（NPO、学校、自治会、公益法人、企業等）との連携・協働した活動の実績：過去3年間で1回以上 (連携・協働した活動の組織および内容がわかる資料を添付すること)

	判定基準	下記のすべてを満たしていること
II 組織・運営に関する事 件	2 組織・運営について	<p>(1)当該要綱第3条の要件を満たしていること</p> <p>(2)組織内において宅地建物取引士、建築士等の空家等に関する専門的な知見を有する者が1名以上所属していること、または当該者と連携体制を有していること (住所・氏名・資格を記載した名簿を添付または連携の内容がわかる資料を添付すること)</p> <p>(3)政治活動または宗教活動を目的としていないこと</p> <p>(4)支出した金銭について使途が不明なものはなく、また、帳簿に虚偽の記載をしていないこと</p> <p>(5)法令違反、不正行為、公益に反する事実等がないこと</p>